

**令和 8 年度ひなた創生のための奨学金返還支援事業広報業務の委託に関する
企画提案競技実施要領**

1 目的

この要領は、「令和 8 年度ひなた創生のための奨学金返還支援事業広報業務」の委託に係る受託候補者を選定するために、必要な事項を定めることを目的とする。

2 委託の内容

令和 8 年度ひなた創生のための奨学金返還支援事業広報業務委託仕様書による。

3 契約上限額

1,859,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

なお、委託料は業務完了検査に合格した後、精算払により支払う。

4 委託期間

契約締結の日から令和 9 年 3 月 19 日まで

5 参加資格要件

企画提案に参加できる者は、次の全ての要件を満たすものとする。

- (1) 宮崎県に本店又は営業所を置く者
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当しない者であること。
- (3) 政治活動及び宗教活動を事業目的としない者
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けている者は、申立てがなされていない者とみなす。
- (5) 本業務を適切かつ確実に履行できる体制を有する者であること。
- (6) 県税（個人県民税及び地方消費税を除く。）に未納がないこと。
- (7) この公示の日から委託候補者を選定するまでの間に、宮崎県から入札参加資格停止の措置を受けていない者
- (8) 宮崎県暴力団排除条例（平成 23 年宮崎県条例第 18 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団又は代表者及び役員が同条第 4 号に規定する暴力団関係者でない者
- (9) 地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 321 条の 4 及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住しているものに限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者

6 企画提案競技実施の公示方法

県庁ホームページにより公示

7 スケジュール

- | | |
|-----------------------|-------------------|
| (1) 公示 | 令和8年10月 1日 (木) |
| (2) 質問書の締切 | 令和8年10月13日 (火) 正午 |
| (3) 企画提案競技参加申込書の提出締切 | 令和8年10月16日 (金) 正午 |
| (4) 企画提案書の提出締切 | 令和8年10月21日 (水) 正午 |
| (5) プレゼンテーション (ヒアリング) | 令和8年10月26日 (月) |
| (6) 審査結果の通知 | 令和8年10月下旬予定 |

8 企画提案競技の方法

(1) 質問書の提出 ※希望者のみ

企画提案競技及び業務委託仕様についての質問は、企画提案競技質問書（別紙1）を提出すること。

- ① 提出先
下記12参照
- ② 提出期限
令和8年10月13日 (火) 正午
- ③ 提出方法
電子メール（提出確認のため、送信後は担当者へ電話連絡すること。）
- ④ 問合せの内容及び回答
軽微なものを除き、質問者に電子メールで回答するほか、県ホームページで公表する。（質問者名は公表しない。）

(2) 参加申込み

企画提案競技に参加を希望する者は、企画提案競技参加申込書（別紙2）を提出すること。

- ① 提出先
下記12を参照
- ② 提出期限
令和8年10月16日 (金) 正午
- ③ 提出方法
電子メール（提出確認のため、送信後は担当者へ電話連絡すること。）

(3) 企画提案書の提出

- ① 企画提案書の内容
本実施要領2「委託の内容」を参照の上、提案すること。
- ② 提出書類
次のア～カを紙媒体及び電子データで提出すること。
 - ア 企画提案書 【5部（正本1部、副本4部）】
 - ・ 審査基準表（別添）の項目の順に従って作成すること。
 - ・ 書式はA4判（一部A3判を折り曲げても可）とし、ページ番号を挿入すること。
 - ・ 提案する企画案は、提案者1者につき1提案のみ受け付けるものとし、提出後の書き換え、差し替え及び撤回は認めないものとする。また、提出された書類は返還しないものとする。
 - イ 見積書及び見積明細書 【5部（正本1部、副本4部）】
 - ・ 業務委託仕様書に定める各項目について、積算した見積書を提出すること。
 - ・ 内訳は、税抜き表示を基本とする。また、数量、単価等の積算根拠についても明らかにすること。

- ・見積金額の表示は、税抜金額、消費税及び地方消費税額、合計額を記載すること。
- ・宛名は「宮崎県知事 河野俊嗣」とすること。

ウ 業務スケジュール【5部（正本1部、副本4部）】

エ 誓約書（別紙3）【1部】

オ 企画提案競技参加団体の概要【1部】

下記の内容を記載し、A4判にまとめること。

(i) 参加者の基本情報（名称、所在地、代表者名）

(ii) 担当者（職・氏名、連絡先（電話、FAX、電子メール）

カ 参考資料（任意）【5部】

(i) 法人概要や事業の実施に関して参考となる資料

(ii) 類似業務の履行実績（過去3年以内の地方公共団体との契約実績及び業務内容が分かる資料を提出すること。）

③ 提出先

下記12を参照

④ 提出期限

令和8年10月21日（水）正午（必着）

⑤ 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は書留郵便又はそれと同等の手段に限る。）

※電子データについても、CD-R等に格納又は電子メールにより提出すること。

⑥ 留意事項

提出書類に不備がある場合や提案すべき事項が記載されていない場合は、採択の対象としない。

(4) プレゼンテーション

① 審査方法

オンライン（Microsoft Teams）によるプレゼンテーション審査とする。

② 内容

企画書及びプレゼンテーション内容を総合的に審査の上、受託候補者を決定する。

③ 審査日

令和8年10月26日（月）

④ 時間

各提案者のプレゼンテーション時間は、説明20分と質疑応答10分の計30分以内とする。

⑤ その他

- ・ プレゼンテーション順は、原則として企画書の受付順とし、時間については、別途通知する。
- ・ 提案者側の通信環境に起因する障害については、県は責任を負わない。ただし、県が審査の継続が困難と判断した場合は、別途対応を決定する。
- ・ 採用された企画書は、協議の上、変更することがある。

(5) 審査項目

審査基準表により総合的に審査の上、評価を行う。

(6) 選定方法

複数の審査委員において、提案内容を総合的に審査し、最も優れた企画を提案した1者を受託候補者として選定する。

(7) 審査結果の通知

令和 8 年 1 0 月下旬に、採択・不採択にかかわらず書面で通知する。

(8) 参加資格の欠格

本手続中に、次のいずれかに該当することとなった場合は、当該参加者の参加資格を欠格とする。欠格とする者があるときは、当該参加者に書面で通知するものとする。

- ① 当該手続の参加資格を満たさなくなったとき。
- ② 提案書を期限までに提出しないとき。
- ③ 提案書の内容が、公示した仕様又は条件に明らかに適合しないとき。
- ④ 虚偽記載、その他不正な行為があったと認められるとき。
- ⑤ 提案の内容が契約上限額を超えているとき。
- ⑥ ①から⑤までに掲げるもののほか、当該手続に関する条件に違反したとき。

9 契約の方法

- (1) 受託候補者と県は、採択された企画提案書の内容に基づき、その業務内容の詳細、業務遂行に必要な具体的な条件等の協議を行った上で、受託候補者から見積書を徴取し、契約上限額の範囲内であることを確認して、宮崎県財務規則（昭和 39 年宮崎県規則第 2 号）に定める随意契約の手続により、契約書を取り交わすものとする。
- (2) 契約に係る業務委託仕様書は契約の相手方が提出した企画提案書等をもとに作成するが、本業務の目的達成のために必要と認められる場合には、県と契約の相手方との協議により、提案内容を一部変更した上で業務委託仕様書を作成することがある。
- (3) 受託候補者との協議が調わず、契約の見込みがないときは、次点の提案者と契約に向けた協議を行い、(1) 及び (2) に準じて契約を行う。

10 契約保証金

契約の相手方は、契約保証金として契約額の 100 分の 10 以上の額を、契約締結前に納付しなければならない。ただし、宮崎県財務規則第 101 条第 2 項の各号のいずれかに該当する場合は契約保証金の全部又は一部の納付を免除することがある。

11 その他

- (1) 本業務により新たに制作した成果品の著作権（著作権法第 21 条から第 28 条までに規定する権利を含む。）は、宮崎県に帰属する。著作権その他の権利の取扱いの詳細は、業務委託仕様書及び契約書による。
- (2) 企画提案に関する一切の費用は、提案者の負担とする。
- (3) 委託料の支払方法は、精算払とする。
- (4) 提出された資料は、返却しない。

12 担当課（書類の提出先及び問合せ先）

宮崎県総合政策部産業政策課産業デジタル担当（担当：榎木園、前田）

所在地 〒 8 8 0 - 8 5 0 1 宮崎市橘通東 2 丁目 1 0 番 1 号

電 話 0 9 8 5 - 2 6 - 7 6 8 2（直通）

F A X 0 9 8 5 - 2 6 - 0 0 4 7

E-mail sangyoseisaku@pref.miyazaki.lg.jp